

## 小規模企業共済 ご存知ですか？

今月は個人事業主や小規模法人の役員だけが加入できる小規模企業共済をご紹介します。法人に対する共済制度ではなく、個人に対する共済制度で所得税の取り扱いとなります。

### I 小規模企業共済とは

小規模企業共済とは、中小企業基盤整備機構が実施する共済制度で、個人事業主や小規模企業の法人の役員が、廃業や退職金の支給に備えて積み立てる**経営者のための「退職金制度」**です。

### II 小規模企業共済の概要

#### ①加入要件(一部)

- ・建設業、製造業、運輸業、宿泊業、娯楽業、不動産業、農業で従業員20人以下の個人事業主又は法人役員
- ・卸売業、小売業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)で従業員5人以下の個人事業主又は法人役員

#### ②掛金

掛金は**月額1,000円～70,000円で500円単位で任意に設定**できます。加入後も増額・減額が可能です。

#### ③共済金(退職金)の受け取りについて

以下の場合などに共済金の受け取りが可能です。

##### ・共済金A

- 個人事業を廃業した場合・契約者が亡くなった場合(個人事業主)
- 法人が解散した場合

##### ・共済金B

- 老齢給付(65歳以上で180か月(15年)以上掛金を払い込んだ場合)**
- 病気、けがの理由により、65歳以上で法人役員を退任した場合

##### ・解約手当金

- 任意解約・機構解約(掛金を12か月以上滞納した場合)

上記のように原則は65歳になってからの退職金目的での受け取りですが、任意解約も可能です。

#### ④メリット

◎**支払額は全額所得控除の対象(最大年額84万円)**となります。個人で加入する民間の生命保険については生命保険料控除がありますが、支払額の一部のみ所得控除の対象となり、年額12万円が限度となります。

△退職金としての**返戻率は節税効果も加味すると最大で120%相当**ともいわれており、実質の返戻率は民間の生命保険より高く設計されています。(加入期間によっては元本割れがあります。④デメリット参照)

◎共済金の受け取りは、一括、分割の選択が可能で、**一括の場合は退職所得控除、分割の場合は公的年金控除額の適用があり**、中途解約でも一時所得の取り扱いで、受取時も税制上のメリットがあります。

△今までに支払った**掛金の7～9割の範囲で、利率年1.5%(一般貸付)の低利で貸付け**を受けることが可能です。

#### ⑤デメリット

**加入期間が240か月(20年)未満の場合で任意解約をした場合には、支払った掛金よりも受け取る共済金(退職金)が下回る**ことがあります。(元本割れ)

### III 将来への備えをしましょう

個人事業主や企業経営者は、サラリーマンと違い、会社からの退職金制度がありません。**将来への備えとともに支払時、受取時にダブルで税制優遇される小規模企業共済はいかがでしょうか。加入要件があり、スタートアップ時や小規模事業者でなければ加入ができません。**事業が大きくなる前に加入して、支払いが厳しい際には、掛金を減額すれば年額の最低は12,000円です。年末までの利益予測が難しい場合は、年末に利益が見込まれてから、来年分の年額(最大84万円)を年払いをすることも可能です。